

入札公告書（電子入札）

事後審査型一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告します。

令和 8年 9月 16日

瀬戸市長 川 本 雅 之

件 名		越中川浚渫工事
履行場所		瀬戸市南山口町地内
履行期間		令和 8年 10月 20日 から 令和 9年 2月 26日 まで（130日間）
業種区分		土木一式工事
概 要		工事延長 L=349m 土砂浚渫 V=530m ³ 袋詰玉石工 V=10m ³ 除草工 A=1100m ² 伐木除根工 A=1300m ²
予定価格		事前公表 39,008,200円（入札書比較価格 35,462,000円）
最低制限価格		有 事後公表（「最低制限価格（算定式）」のうち（１）の算定式を適用）
入 札 参 加 資 格 要 件	共通事項	・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。 ・公告日において、令和８・９年度瀬戸市工事等競争入札参加資格者名簿に対象業種が登載されている者であること。 ・建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定による対象業種の一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。 ・公告日から開札日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成１３年８月１日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。 ・公告日から開札日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。 ・会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。 ・民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。 ・以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務
	地域要件	市内業者 ※市内業者とは、瀬戸市内にある本店又は支店・営業所等で入札参加資格を有している者をいう。ただし、平成２３年４月１日以降に新たに瀬戸市内の支店・営業所等（本店を除く）で入札参加資格を得たものは、その後、当該支店・営業所等で２年以上の営業年数がなければ市内業者として取扱わない。なお、市内業者の基準日は毎年４月１日とする。
	経営事項審査の総合評定値	設定なし

	実績	過去１０年間に、瀬戸市発注の土木一式工事において元請として完了・引渡しをした ５００万円以上の実績があること。 ※共同企業体の構成員による実績の場合は、出資比率が２０％以上であること。実績金 額は出資比率で按分後の金額とする。
	配置予定技術者	建設業法第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を本工事の配置予定技術者として 配置できること。ただし、下請金額の総額が５０００万円（建築一式工事は８０００万円） 以上となる場合には監理技術者の配置が必要となる。また、請負金額が４５００万円（建築 一式工事は９０００万円）以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であるこ と。ただし、特記仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できる。 なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査書類の提出の日以前に ３か月以上の雇用）を有すること。
	その他要件	*****
	入札方法	この入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以 下「電子入札システム」という。）により実施する。詳細な入札方法は電子入札システムの 操作手引書（ https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html ）及び瀬戸市電子入札 実施要領（ http://www.city.seto.aichi.jp/bunya/seido3/ ）を参照すること。
	落札方式	価格競争
	設計書等の閲覧 及び配布方法	<期間> 令和 ８年 ９月 １６日から令和 ８年 ９月 ２８日まで ただし、電子入札システム利用可能時間とする。 <配布方法> 「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」→「入札情報サービス」→「入札公告」→ 「調達機関：瀬戸市」「検索」→「該当の調達案件名称を選択」→「ダウンロード」 なお、パスワードの入手方法は「電子入札システム」→「調達案件一覧」→「該当の調達案 件名称を選択」→「工事または業務内容」参照。
	入札参加資格 確認申請書等	<提出期間> 令和 ８年 ９月 １６日 ９時 ００分 から 令和 ８年 ９月 ２８日 １３時 ００分 まで ただし、電子入札システム利用可能時間とする。 <提出方法> 電子入札システムより入札参加資格確認申請書と誓約書を添付ファイルとして送信する。 （ファイル名は、それぞれ『（会社名）申請書』『（会社名）誓約書』とする。）
	入札参加資格 確認結果通知書等	*****
	契約条項を示す 場所・期日	瀬戸市役所 行政課 契約検査係 入札公告書を公告した日から開札日の前日まで

設計書等に関する質疑及びその回答	提出期日	令和 8年 9月 28日 13時 00分 まで
	提出場所	瀬戸市役所 維持管理課
	提出方法 問い合わせ先	質問書は、Eメールにて提出すること。 (E-mail : ijikanri@city.seto.lg.jp) (TEL : 0561-88-2691)
	回答期日	令和 8年 9月 30日
	回答方法	瀬戸市ホームページ (http://www.city.seto.aichi.jp/) 「事業者情報」>「入札・契約・検査」>「質疑に対する回答」に掲載する。 (質問が無かった場合も同様とする。)
入札書等		<提出期間> 令和 8年 10月 7日 9時 00分 から 令和 8年 10月 8日 14時 00分 まで ただし、電子入札システム利用可能時間とする。 <提出方法> 電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、内訳書を添付ファイルとして送信する。内訳書の表紙には、会社名を必ず入力すること。 (ファイル名は『(会社名) 工事費内訳書』とする。)
入札に関し必要な事項		落札決定に当たっては、入札金額に対して消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により算出した消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。
入札保証金に関する事項		免除（瀬戸市契約規則第 9 条第 2 項第 2 号の規定による）
入札の中止等		電子入札システムの障害又は停電等のために、電子入札の執行が困難となった場合等、瀬戸市契約規則第 1 6 条に該当する場合は当該入札を延期又は中止する。
開札日時等		<日時> 令和 8年 10月 9日 9時 00分 開札番号2番 ※上記日時より、開札番号順に開札します <場所> 瀬戸市役所行政課契約検査係
入札回数		1 回
落札者の決定		開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件を審査し、参加要件を満たしていることが確認された場合に落札者とする。

入札参加資格 審査書類等	<提出期限> 令和 8年 10月 9日 16時 00分 まで <提出場所> 瀬戸市役所 行政課 契約検査係 (メール:kkeiyaku@city.seto.lg.jp) <提出方法> 提出書類を持参又は電子メールで送信すること。 <提出書類> ・同種工事の施工実績が確認できるもの ・(一財)日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書(登録種別が「竣工登録」であるもの)等の写し ・登録内容確認書(竣工登録)がない案件については、契約書(変更分を含む)の写し(工事名、契約金額、発注者及び受注者の記名・押印部分が確認できるもの)及び当該工事が完了していることの分かる通知等の写し ・その他提出を求めた書類
入札の無効に 関する事項	瀬戸市契約規則第 1 1 条に該当する場合、瀬戸市電子入札実施要領第 1 2 条に該当する場合及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ・入札に参加する資格のない者がした入札 ・入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合、旧登録内容の I C カードで参加した入札 ・入札書が到達期限を過ぎて到達した入札 ・入札書の記載事項について明らかに誤りが認められる入札 ・入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額を特定し難い入札 ・1 回の入札において、同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札 ・工事費内訳書が添付ファイルとして送信していない入札 ・入札書と工事費内訳書の金額が明らかに相違する入札 ・内訳書の必要項目に記載が無い入札又は記載内容に誤りがある入札 ・予定価格を超える金額を記載した入札 ・最低制限価格に満たない金額を記載した入札(最低制限価格を設定した場合) ・専任が必要な工事かつ複数の入札を同日に行う場合で、開札番号順に事後審査を行い、既に落札として決定された案件と同一の配置予定技術者を記載した申請書を提出した入札(兼務する場合を除く。) ・明らかに不適正と認められた入札 ・その他市長が定める条件に違反した入札
建設リサイクル 法関連	対象外(ただし工事担当課が必要とした場合は対象とする。)
契約書作成の 要否	要

契約保証に関する事項	・落札者は、契約の締結と同時に契約保証を付するものとする。 ・契約保証額は、瀬戸市契約規則第30条及び第31条の規定に基づき、契約金額の100分10以上とする。 ・落札者が本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫、その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。 ・契約保証金の納付は、瀬戸市契約規則第31条による担保の提供をもって代えることができる。
支払限度額 (出来高)	*****
前金払に関する事項	・瀬戸市工事請負契約書第36条、瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱第4条の前払金については、1件500万円を超える工事のうち、土木建築に関する工事については10分の4、土木建築以外に関する工事については10分の3の割合を乗じて得た額を超えない範囲内で請求することができる。 詳細は瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱に定めるところによる。
中間前金払に関する事項	・前項の前払金を受けている工事については、中間前払金を請求することができる。 ・中間前払金の支払請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。 ・前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。 詳細は瀬戸市公共工事の中間前金払取扱要綱に定めるところによる。
部分払に関する事項	・出来形部分に相応する請負代金額相当額の10分の9を超えない範囲内で、瀬戸市契約規則第50条第3項に定める回数の部分払金を請求することができる。 ・中間前金払を受けた工事については、部分払金を請求することができない。ただし、債務負担行為又は継続費に係る各年度末の出来高に対する部分払金については請求することができる。 詳細は瀬戸市公共工事の中間前金払取扱要綱に定めるところによる。
瀬戸市公契約条例 の特定公契約について	*****
その他	・公告に記載のない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則、瀬戸市事後審査型一般競争入札実施要領、瀬戸市低入札価格調査等実施要領、瀬戸市総合評価落札方式競争入札実施要領、瀬戸市電子入札実施要領、電子入札システム操作手引書等の定めるところによる。 ・本件契約に関し、談合、贈賄等不正行為の事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償請求に併せて本件契約を解除することがある。 ・本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。 ・提出された書類等は返却しない。 ・入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行うこと。ICカードの登録内容変更のため再取得の手続き中の場合は紙入札となるため、下記問い合わせ先へ連絡すること。
問い合わせ先	瀬戸市役所 行政課 契約検査係 (TEL 0561-88-2560)